平成２９年（フ）第６４９号
仙台市泉区松森字明神30番地の50　ＭＳＫコートⅡ―107
債務者　佐々木鉄也
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８５３号
仙台市若林区大和町５丁目26番５―104号
債務者　武田　真澄
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１５２号
山形市双葉町２丁目４番31号、前住所山形市西田５丁目13番23号　フローラルヒルズ・ティアラ　103号
債務者　月元真由美（申立時姓渡邊）
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７７号
福島県耶麻郡磐梯町大字磐梯字猿田3090番地、住民票上の住所福島県耶麻郡磐梯町大字磐梯字諏訪山2940番地１　新諏訪山団地14号室
債務者　飛田弘登志（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第３４１号
茨城県水戸市千波町53番地
債務者　緑川三千男
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３４２号
茨城県水戸市千波町53番地
債務者　緑川ひで子
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３６０号
茨城県水戸市住吉町275番地の17　メゾンドリカムⅣ102号
債務者　塚田由里子
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３６１号
茨城県水戸市金町３丁目１番38号
債務者　余語　和子
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３６４号
茨城県東茨城郡大洗町磯浜町3526番地
債務者　磯崎　瑞穂
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１４８号
群馬県邑楽郡大泉町西小泉２丁目12番８号　タムラハイツ101号
債務者　吉永　律子
1　決定年月日時　平成29年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第２０１号
長野市大字北堀820番地１　コーポ美里Ｃ号
債務者　徳竹　政子
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２０７号
長野県上水内郡飯綱町大字川上1152番地２
債務者　井澤　直哉
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２１１号
長野市青木島町大塚1562番地139
債務者　柳澤奈美子
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２１３号
長野県須坂市大字小河原2263番地の２
債務者　大内　達也
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２１５号
長野市みこと川87番地
債務者　黒田　美幸
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４５６号
兵庫県高砂市高砂町朝日町２丁目２番14―305号　パストラル和
債務者　綿井　克已
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第４５号
鳥取県東伯郡北栄町江北487番地26コーポ鶴田５号、住民票上の住所鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1850番地16
債務者　吉田　久子
1　決定年月日時　平成29年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部